

意見書第5号

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

地方自治法第99条の規定による別紙意見書（案）を会議規則第13条により提出します。

令和5年6月22日

提出者 市議会議員 徳永克子

賛成者 市議会議員 二保茂則

賛成者 市議会議員 田中健一

賛成者 市議会議員 瓦川由美

行橋市議会議長 小原義和様

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

厳しい日本経済にコロナ禍が追い打ちをかけ、日本経済は深刻な危機に直面している。コロナ禍でライフラインを支え続けている労働者の多くが非正規雇用労働者で最低賃金近傍の低賃金で働いている。また、東北・中四国・九州など最低賃金が低い地域ほど、中小零細企業が多く経済的ダメージはより深刻だ。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

2020年の地域別最低賃金は、最高の東京で時給1,013円、福岡県では842円、最も低い佐賀・大分・沖縄では792円に過ぎない。毎日8時間働いても年収120万から150万円である。最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。さらに地域別であるがゆえに、福岡県と東京都では、同じ仕事でも時給で171円もの格差がある。若い労働者の都市部への流出が、地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっている。自治体の税収が減少し、行政運営にも影響がでている。全労連の調査では、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められない。若者1人が自立して生活するうえで必要な最低生計費は全国どこでも月22万円から24万円(税込み)の収入が必要との結果である。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金はOECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で、地域別ではなく全国一律制をとっている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を拡充する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。

そのために、最低賃金の抜本的な引き上げと全国一律制にしていくことを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

- 1 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上をめざすこと。
- 2 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。

- 3 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年6月22日

行 橋 市 議 会